

行政文書開示請求書

平成 26年 8月 12日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

添田 考史

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

TEL ()

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

~~添田勉強会に関する会合議事録や資料一式~~ 別紙の通り

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)



ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	 入印紙をはってください。	
---------------------	--	---

*この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	請求する行政文書の名称等について、請求者と補正 (2/12 ~ 2/15) 16

文書名

1	内部溢水、外部溢水勉強会 第1回議事メモ
2	想定外津波に対するプラント安全性評価の計画について
3	BWRの内部溢水問題に係る調査
4	津波AM対策イメージ
5	内部溢水外部溢水勉強会第2回座席表
6	外部溢水検討対象サイト
7	内部溢水問題に関わる調査対象代表プラントの選定 -BWR-
8	内部溢水問題に関わる調査対象代表プラントの選定 -PWR-
9	内部溢水、外部溢水勉強会第1回議事メモ外部溢水勉強会第3回議事メモ
10	内部溢水外部溢水勉強会第3回座席表
11	津波解析関連業務について
12	内部溢水、外部溢水勉強会 第5回議事メモ
13	内部溢水、外部溢水勉強会 第6回議事次第
14	内部溢水、外部溢水勉強会 第6回座席表
15	内部溢水検討方法とその特徴
16	内部溢水勉強会 座席表(平成19年2月27日(火))
17	米国における内部溢水評価手法の概略
18	内部溢水勉強会 座席表(平成19年3月14日(水))
19	日本における内部溢水事象の調査
【溢水勉強会以外の資料】	
20	内部溢水への米国における対応について
21	海外案件調査票(JNES 安全情報部-2)
22	溢水PSAについて
23	内部溢水、外部溢水の対応状況に関する打合せ議事メモ
24	第43回 安全情報検討会議議事メモ
25	第43回 安全情報検討会資料
26	内部溢水、外部溢水の対応状況に関する打合せ議事メモ外部溢水の対応状況 -勉強会について-
27	外部溢水(想定外津波)影響調査(1m溢水想定)
28	内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針(案)
29	内部溢水問題で取り扱う事象範囲
30	RE: 内部溢水について
31	内部溢水の検討方針の流れ(案)
32	座席表 (H18. 11. 1)
33	内部溢水打合せ 座席表 2006. 12. 18
34	内部溢水勉強会 座席表 JNES 9E会議室
35	内部溢水検討の展開工程(案)
36	代表プラント評価のロードマップ(案)
37	時刻表の写し
38	内部溢水、外部溢水の対応状況、-勉強会について-
39	BWR内部溢水問題に関する評価手法の概要
40	PWR内部溢水問題に関する評価手法の概要
41	溢水に対する各国の対応
42	溢水問題への取組み状況
43	内部溢水 インターナショナル・アクセス・コーポレーション
44	ATTACHMENT 71111.06(海外文献(Flood Protection Measures))
45	STANDARD REVIEW PLAN
46	Preliminary Safety Analysis Report LUNG MEN UNITS 1&2
47	Kewaunee発電所タービン建屋内部溢水に関する安全評価について
48	IPEの実施
49	津波評価技術に関する打合せ議事メモ
50	設計を上回る津波に関する検討について
51	土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に伴う既設プラントへの影響と対応について
52	原子力安全関連の運転員操作に関する時間応答設計基準
53	想定される配管破損の影響に対する軽水型原子力発電所防護設計基準
54	軽水炉プラントでのコンパートメントフラッシングの影響に対する防護設計基準
55	第53回 安全情報検討会 資料



原規技発第 1409291 号
平成 26 年 9 月 29 日

行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊一



平成 26 年 8 月 14 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

- (1) 内部溢水、外部溢水勉強会 第 1 回議事メモ
- (2) 内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針（案）

2. 不開示とした部分とその理由

上記 1. (1) の行政文書中、一部に記載された公務員及び独立行政法人職員以外の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。

なお、残りの部分については、平成 26 年 12 月 15 日までに開示決定等を行う予定です。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について異議申立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として 1 年以内）に行うこともできます。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

(2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成 26 年 10 月 2 日（木）から 11 月 4 日（月）（土・日曜日及び祝日を除く。）

9：30 から 17：00 まで（12：00 から 13：00 を除く。）



場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課（情報公開窓口）
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9六本木ファーストビル
（電話番号：03-3581-3352（代表））

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

＜準備日数＞「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日後までに発送予定。

＜郵送料（見込額）＞

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について
（該当する口にレ点（●）が記載してあります。）

希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

希望の方法及び日時によることは可能です。

＜実施の方法＞ 写しの送付 ＜実施の日時＞

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記（2）に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

希望の方法及び日時によることはできません。

＜実施できない理由＞

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課
電話番号：03-5114-2222

（注）行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.（2）の情報公開窓口宛てに提出してください。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1.の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3.（2）「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4.「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がございましたら、4.「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

(別紙)

開示の実施の方法等について

* 下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A3又はA4判文書	①閲覧	100枚までにつき100円	100 円	無料 円
閲覧(①) <input type="text" value="6"/> 枚 (うち両面)	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	70 円	無料 円
<input type="text" value="1"/> 枚 (うちカラー)	③複写機によりカラーで複写したものの交付(カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	120 円	無料 円
<input type="text" value="5"/> 枚	④スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	120 円	無料 円
*複写(②~⑥) 7 枚	⑤スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	170 円	無料 円
(FD 1枚 CD-R 1枚 DVD-R 1枚 として概算。) (注2)	⑥スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	190 円	無料 円

(注1) 開示実施手数料は基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) FD、CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

2. 郵送料(見込額) (※該当する□にレ点に記載してあります。)

郵送する媒体	郵送方法	料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物 <input checked="" type="checkbox"/> 定型外 <input type="checkbox"/> 一般小包	120円
FDの送付	通常郵便物 定型外	120円
CD-Rの送付	通常郵便物 定型外	140円
DVD-Rの送付	通常郵便物 定型外	140円

平成26年10月2日

行政文書の開示の実施方法等申出書

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称 赤田 孝史
住所又は居所 [Redacted]
連絡先電話番号 [Redacted]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1. 行政文書開示決定通知書の日付及び文書番号
日付：平成26年9月29日
文書番号：原規技発第1409291号
- 2. 求める開示の実施の方法
※別表から実施の方法を選択し、該当するものにレ点を付けてください。
- 3. 情報公開窓口における開示の実施を求める場合において、情報公開窓口における開示の実施を希望する日

平成 年 月 日

- 4. 「写しの送付」の希望の有無

有 同封する郵便切手の額 140 円
 無

開示実施手数料 _____ 円	ここに収入印紙を貼ってください。 (この欄に貼りきれない場合には裏面に貼ってください)	(受付印) 原子力規制委員会 受 平成 26.10.6 付 原規総第
------------------------	--	---

※ 担当課室等
担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課
電話番号：03-5114-2222

※ 行政文書の開示の実施方法等申出書の提出先
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課（情報公開窓口）
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9六本木ファーストビル
（電話番号：03-3581-3352（代表））

(別表)

【求める開示の実施方法】

下表から実施の方法を選択し、該当する□にレ点を付してください。

なお、下表中、実施の方法欄において「②一部」を選択した場合には、かつこ内に具体的に開示の実施を求める部分を記載してください。

行政文書の名称		種類・量
(1) 内部溢水、外部溢水勉強会 第1回議事メモ		A4文書6枚 (うち両面1枚、カラー5ページ)
(2) 内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針(案)		
実施の方法		
1	①閲覧	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
2	②複写機により白黒で複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
3	③複写機によりカラー部分につきカラーで複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
4	④スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
5	⑤スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	<input checked="" type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
6	⑥スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()

行政文書開示決定通知書

申出 12/19 発送

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊一



平成 26 年 8 月 14 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

別紙 1 のとおり

2. 不開示とした部分とその理由

別紙 2 のとおり

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について異議申立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として 1 年以内）に行うこともできます。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

(2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成 26 年 12 月 19 日（金）から平成 27 年 1 月 19 日（月）（土・日曜日及び祝日を除く。）9：30 から 17：00 まで（12：00 から 13：00 を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課（情報公開窓口）

〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

（電話番号：03-3581-3352（代表））

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

<準備日数> 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から 3 日後までに発送予定。

< 郵送料 (見込額) >

※ 別紙「2. 郵送料 (見込額)」を御覧ください (郵送する媒体により料金が異なります。)

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について
(該当する□にレ点に記載してあります。)

希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記(2)に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

希望の方法及び日時によることは可能です。

< 実施の方法 > 写しの送付 < 実施の日時 >

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記(2)に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

希望の方法及び日時によることはできません。

< 実施できない理由 >

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記(2)に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課

電話番号：03-5114-2222

(注) 行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.(2)の情報公開窓口宛てに提出してください。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1.の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3.（2）「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4.「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

（1）手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

（2）手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

（3）手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示の実施について


「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がありましたら、4.「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

開示する行政文書の名称

1. 想定外津波に対するプラント安全性評価の計画について
2. BWRの内部溢水問題に係る調査
3. 津波AM対策イメージ
4. 内部溢水外部溢水勉強会第2回座席表
5. 外部溢水検討対象サイト
6. 内部溢水問題に関わる調査対象プラントの選定－BWR－
7. 内部溢水問題に関わる調査対象プラントの選定－PWR－
8. 内部溢水、外部溢水勉強会第3回議事メモ
9. 内部溢水、外部溢水勉強会第3回座席表
10. 津波解析関連業務について
11. 内部溢水、外部溢水勉強会 第5回議事メモ
12. 内部溢水、外部溢水勉強会 第6回議事次第
13. 内部溢水、外部溢水勉強会 第6回座席表
14. 内部溢水検討方法とその特徴
15. 内部溢水勉強会 座席表（平成19年2月27日（火））
16. 米国における内部溢水評価手法の概略
17. 内部溢水勉強会 座席表（平成19年3月14日（水））
18. 日本における内部溢水事象の調査
19. 内部溢水への米国における対応について
20. 海外案件調査票（JNES 安全情報部-2）
21. 溢水PSAについて
22. 内部溢水、外部溢水の対応状況に関する打合せ議事メモ
23. 第43回 安全情報検討会議議事メモ
24. 第43回 安全情報検討会議資料
25. 内部溢水、外部溢水の対応状況、－勉強会について－
26. 外部いっすい（想定外津波）影響調査（1mいっすい想定）
27. 内部溢水問題で取り扱う事象範囲
28. RE： 内部溢水について
29. 内部溢水の検討方針の流れ（案）
30. 座席表（H18.11.1）
31. 内部溢水打合せ 座席表 2006.12.18
32. 内部溢水勉強会 座席表 JNES 9E会議室
33. 内部溢水検討の展開行程（案）
34. 代表プラント評価のロードマップ（案）
35. 時刻表の写し
36. 内部溢水、外部溢水の対応状況、－勉強会について－
37. BWR内部溢水問題に関する評価手法の概要
38. PWR内部溢水問題に関する評価手法の概要
39. 溢水に対する各国の対応
40. 溢水問題への取組み状況
41. 内部溢水 インターナショナル・アクセス・コーポレーション
42. ATTACHMENT 71111.06（海外文献(Flood Protection Measures)）
43. STANDARD REVIEW PLAN
44. Preliminary Safety Analysis Report LUNG MEN UNITS 1&2

- 
45. Kewaunee 発電所タービン建屋内部溢水に関する安全評価について
 46. IPE の実施
 47. 津波評価技術に関する打合せ議事メモ
 48. 設計を上回る津波に関する検討について
 49. 土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に伴う既設プラントへの影響と対応について
 50. 原子力安全関連の運転員操作に関する時間応答設計基準
 51. 想定される配管破損の影響に対する軽水型原子力発電所防護設計基準
 52. 軽水炉プラントでのコンパートメントフラッディングの影響に対する防護設計基準
 53. 第 53 回 安全情報検討会 資料

不開示とした部分とその理由

行政文書の名称	不開示部分及びその理由
4. 内部溢水外部溢水勉強会第2回座席表 8. 内部溢水、外部溢水勉強会第3回議事メモ 9. 内部溢水、外部溢水勉強会第3回座席表 11. 内部溢水、外部溢水勉強会 第5回議事メモ 13. 内部溢水、外部溢水勉強会 第6回座席表 15. 内部溢水勉強会 座席表（平成19年2月27日（火）） 17. 内部溢水勉強会 座席表（平成19年3月14日（水））	左記の行政文書中、一部に記載された公務員及び独立行政法人職員以外の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
20. 海外案件調査票（JNES 安全情報部-2）	左記の行政文書中、内線番号については、職務に使用する目的で各職員又は各課室に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員又は各課室の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
24. 第43回 安全情報検討会議資料	左記の行政文書中、30頁目の記載内容のうち、顔写真の部分については、個人に関する情報であり、法第5条第1号に該当し、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書きに該当しないため、不開示とした。 左記の行政文書中、32頁目の記載内容のうち、不開示とした個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、33頁目の記載内容のうち、個人の学歴、職歴及びNRCにおける職務歴については、個人に関する情報であり、法第5条第1号に該当し、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書きに該当しないため、不開示とした。
28. RE： 内部溢水について	左記の行政文書中、2行目、4行目及び28行目に記載されている法人の職員のメールアドレス並びに8行目、24行目及び33行目に記載されている個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、26行目に記載されている法人の電話番号並びに27行目に記載されている法人のFAX番号については、法人に関する情報で



	<p>あつて、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、29行目及び31行目から33行目までに記載されている公務員及び独立行政法人職員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
30. 座席表 (H18. 11. 1) 31. 内部溢水打合せ 座席表 2006. 12. 18 32. 内部溢水勉強会 座席表 JNES 9E会議室 47. 津波評価技術に関する打合せ議事メモ 48. 設計を上回る津波に関する検討について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された公務員及び独立行政法人職員以外の個人の氏名については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>

(別紙)

1. 開示の実施の方法等について

*下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A3又はA4判文書	①閲覧	100枚までにつき100円	300 円	170 円
閲覧(①) 257 枚 (うち両面)	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	3,490 円	3,360 円
92 枚 (うちカラー)	③複写機によりカラーで複写したものの交付(カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	4,190 円	4,060 円
70 枚	④スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	3,940 円	3,810 円
*複写 (②~⑥) 349 枚	⑤スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	3,590 円	3,460 円
(FD 9枚 CD-R 1枚 DVD-R 1枚 として概算。) (注2)	⑥スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	3,610 円	3,480 円

(注1) 開示実施手数料は基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) FD、CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

2. 郵送料(見込額) (※該当する□にレ点に記載してあります。)

郵送する媒体	郵送方法		料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物	<input checked="" type="checkbox"/> 定型外 <input type="checkbox"/> 一般小包	870円
FDの送付	通常郵便物	定型外	250円
CD-Rの送付	通常郵便物	定型外	140円
DVD-Rの送付	通常郵便物	定型外	140円

平成26年12月19日

行政文書の開示の実施方法等申出書

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称 赤田 孝史

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1. 行政文書開示決定通知書の日付及び文書番号

日付：平成26年12月15日

文書番号：原規技発第1412152号

2. 求める開示の実施の方法

※別表から実施の方法を選択し、該当するものにレ点を付してください。

3. 情報公開窓口における開示の実施を求める場合において、情報公開窓口における開示の実施を希望する日

平成 年 月 日

4. 「写しの送付」の希望の有無

有：同封する郵便切手の額 140 円
無

開示実施手数料 <u>3460</u> 円		(受付印) 
------------------------------	---	--

※ 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術・技術基盤課
電話番号：03-5114-2222

※ 行政文書の開示の実施方法等申出書の提出先

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課（情報）
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
（電話番号：03-3581-3352（代表））

(別表)

【求める開示の実施方法】

下表から実施の方法を選択し、該当する□にレ点を付してください。

なお、下表中、実施の方法欄において「②一部」を選択した場合には、かっこ内に具体的に開示の実施を求める部分を記載してください。

行政文書の名称		種類・量
・別紙1のとおり		A3及びA4文書257枚 (うち両面92枚、カラー70ページ)
実施の方法		
1	①閲覧	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
2	②複写機により白黒で複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
3	③複写機によりカラー部分につきカラーで複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
4	④スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
5	⑤スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	<input checked="" type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()
6	⑥スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	<input type="checkbox"/> ①全部 <input type="checkbox"/> ②一部 ()

開示する行政文書の名称

1. 想定外津波に対するプラント安全性評価の計画について
2. BWRの内部溢水問題に係る調査
3. 津波AM対策イメージ
4. 内部溢水外部溢水勉強会第2回座席表
5. 外部溢水検討対象サイト
6. 内部溢水問題に関わる調査対象プラントの選定－BWR－
7. 内部溢水問題に関わる調査対象プラントの選定－PWR－
8. 内部溢水、外部溢水勉強会第3回議事メモ
9. 内部溢水、外部溢水勉強会第3回座席表
10. 津波解析関連業務について
11. 内部溢水、外部溢水勉強会 第5回議事メモ
12. 内部溢水、外部溢水勉強会 第6回議事次第
13. 内部溢水、外部溢水勉強会 第6回座席表
14. 内部溢水検討方法とその特徴
15. 内部溢水勉強会 座席表（平成19年2月27日（火））
16. 米国における内部溢水評価手法の概略
17. 内部溢水勉強会 座席表（平成19年3月14日（水））
18. 日本における内部溢水事象の調査
19. 内部溢水への米国における対応について
20. 海外案件調査票（JNES 安全情報部-2）
21. 溢水PSAについて
22. 内部溢水、外部溢水の対応状況に関する打合せ議事メモ
23. 第43回 安全情報検討会議議事メモ
24. 第43回 安全情報検討会議資料
25. 内部溢水、外部溢水の対応状況、－勉強会について－
26. 外部いっすい（想定外津波）影響調査（1mいっすい想定）
27. 内部溢水問題で取り扱う事象範囲
28. RE： 内部溢水について
29. 内部溢水の検討方針の流れ（案）
30. 座席表（H18.11.1）
31. 内部溢水打合せ 座席表 2006.12.18
32. 内部溢水勉強会 座席表 JNES 9E会議室
33. 内部溢水検討の展開行程（案）
34. 代表プラント評価のロードマップ（案）
35. 時刻表の写し
36. 内部溢水、外部溢水の対応状況、－勉強会について－
37. BWR内部溢水問題に関する評価手法の概要
38. PWR内部溢水問題に関する評価手法の概要
39. 溢水に対する各国の対応
40. 溢水問題への取組み状況
41. 内部溢水 インターナショナル・アクセス・コーポレーション
42. ATTACHMENT 71111.06（海外文献(Flood Protection Measures)）
43. STANDARD REVIEW PLAN
44. Preliminary Safety Analysis Report LUNG MEN UNITS 1&2

45. Kewaunee 発電所タービン建屋内部溢水に関する安全評価について
46. IPE の実施
47. 津波評価技術に関する打合せ議事メモ
48. 設計を上回る津波に関する検討について
49. 土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に伴う既設プラントへの影響と対応について
50. 原子力安全関連の運転員操作に関する時間応答設計基準
51. 想定される配管破損の影響に対する軽水型原子力発電所防護設計基準
52. 軽水炉プラントでのコンパートメントフラiddiingの影響に対する防護設計基準
53. 第 53 回 安全情報検討会 資料